

貸出電動アシスト自転車取扱要綱

(総則)

第1条 市内における貸出電動アシスト自転車の取扱いについては、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、貸出電動アシスト自転車とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第11号の2に規定する自転車で、人の力を補うため原動機を用いるもののうち、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第1条の3に規定する基準に該当するもので、経営企画部都市戦略課（以下「都市戦略課」という。）に配置して共同使用するものをいう。

(管理者)

第3条 貸出電動アシスト自転車は、経営企画部都市戦略課長（以下「都市戦略課長」という。）が管理する。

(使用範囲)

第4条 貸出電動アシスト自転車は、本市の職員が公務に使用する場合に限り、使用することができる。

2 貸出電動アシスト自転車の使用範囲は、原則として本市市役所を中心に往復20キロメートル以内の地域とする。ただし、都市戦略課長が必要があると認めた場合にあっては、この限りでない。

(使用手続き)

第5条 貸出電動アシスト自転車の使用手続きについては、公用車管理システムにより予約を行い、都市戦略課において、貸出電動アシスト自転車使用・管理記録簿に記載のうえ、貸出電動アシスト自転車の鍵及び専用バッテリー（以下「鍵等」という。）の貸出を受ける。

2 前項の貸出をもって、貸出電動アシスト自転車について都市戦略課長の承認を受けたものとみなす。

(使用手続きの取消し)

第6条 貸出電動アシスト自転車の使用手続きをした者は、その使用を必要としなくなった場合は、速やかに都市戦略課長に連絡するとともに、貸出電動アシスト自転車の鍵等の貸出を受けているときは、これを返還しなければならない。

(緊急時の使用制限)

第7条 都市戦略課長は、災害が発生した場合その他緊急やむを得ないと認められる場合は、貸出電動アシスト自転車の使用を停止し、又は配車管理に必要な臨機の処置をとることができる。

(運転前点検)

第8条 貸出電動アシスト自転車の運転者は、運転前に必ず車両の点検を実施し、安全な運転に支障が生ずるおそれがある場合は、都市戦略課長の指示を受けなければならない。

(運転状況報告)

第9条 貸出電動アシスト自転車の運転者は、その使用の終了後、速やかに鍵等を都市戦略課長に返却のうえ、その使用状況を貸出電動アシスト自転車使用・管理記録簿に記載しなければならない。

附 則

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。